

三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成二十年三重県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定事業者である販売者)

第二条 条例第二条第六号口の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下「食品表示基準」という。）第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の下欄の3の規定により製造者と連名で消費者庁長官に届出を行った販売者及び食品表示基準による廃止前の食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第十条の規定により製造者と連名で消費者庁長官に届出を行った販売者（当該届出に係る食品等を回収する場合に限る。）

二 前号に掲げる者のほか、食品等に自らの氏名（法人にあつては、名称（略称を含む。））、商標その他の自己を表す文字、記号等を表示している販売者（当該表示に係る食品等を回収する場合に限る。）

(施策の提案書等)

第三条 条例第二十一条第一項の施策の提案は、食の安全・安心に関する施策提案書（第一号様式）により行うものとする。

2 条例第二十一条第二項の規定による通知は、食の安全・安心に関する施策提案対応通知書（第二号様式）により行うものとする。

(自主回収報告)

第四条 条例第二十四条第一項の規則で定める食品等は、同一のロットを形成するものの中から、次に掲げる状態にあるものが相当数認められるものとする。

一 生産、採取等の過程における管理の不備に由来して、意図しない微生物、化学物質若しくは異物が含まれ、若しくは付着したもの又はその疑いがあるもの

二 腐敗し、又は変敗したもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

三 現に食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害の原因となるおそれがあるもの

四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十九条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置が執られている場合において、当該命令の対象となった食品等と同種又は類似のものであって、当該命令の対象となっていないが、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

2 条例第二十四条第一項の規定による報告は、自主回収着手報告書（第三号様式）を提出することにより行わなければならない。

(自主回収の終了の報告)

第五条 条例第二十五条第三項の規定による報告は、自主回収終了報告書(第四号様式)により行わなければならない。

(身分証明書)

第六条 条例第二十六条第二項に規定する証明書の様式は、第五号様式とする。

(勧告書)

第七条 条例第二十七条第一項に規定する勧告は、勧告書(第六号様式)により行うものとする。

(釈明及び証拠の提出の機会の付与)

第八条 条例第二十七条第二項の釈明及び証拠の提出(次項において「釈明等」という。)は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、書面を提出して行うものとする。

2 知事は、勧告をしようとするものに対し釈明等の機会を与えるときは、前項の書面の提出期限(口頭による釈明等の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該勧告をしようとするものに対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 勧告しようとする内容

二 勧告の根拠となる条例の条項

三 勧告の原因となる事実

四 提出先及び提出期限(口頭による釈明等の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(公表)

第九条 条例第二十七条第三項に規定する公表は、次に掲げる事項の三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

二 勧告を受けた者の住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

三 勧告の内容

四 勧告するに至った原因となる事実

五 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

(三重県食の安全・安心確保のための検討会議)

第十条 条例第二十八条第一項に規定する三重県食の安全・安心確保のための検討会議(以下「検討会議」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 検討会議において、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(検討会議の運営)

第十一条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 前項の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 第一項の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討会議の庶務は、農林水産部において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十年十一月四日三重県規則第八十二号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第四条から第九条までの規定は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

40 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則に規定する様式により提出されている申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則に規定する様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

41 この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成二十五年三月十二日三重県規則第十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十七年七月十日三重県規則第六十号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則第二条第一号の規定中「食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号。以下「食品表示基準」という。)第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地(輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場(特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。))の所在地。以下この章において同じ。)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者(特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。))の氏名又は名称。以下この章において同じ。)の項の下欄の3の規定により製造者と連名で消費者庁長官に届出を行った販売者及び食品表示基準による廃止前の」とあるのは、この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間、「食品表示基準(平成二十七年内閣府令第十号。以下「食品表示基準」という。)による廃止前の」と読み替えるものとする。

附 則(令和三年二月十六日三重県規則第二十七号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている報告書は、改正後の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された報告書とみなす。

附 則(令和三年五月十八日三重県規則第百九号)

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の規定に基づいて提出されている報告書は、改正後の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の規定に基づいて提出された報告書とみなす。